

熊本県教育委員会の行事の後援等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、本県教育の振興に寄与すると認められる行事の後援又は共催（以下「後援等」という。）を行う場合の基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 行事の趣旨に賛同し、後援の名義の使用を承認することにより当該行事の実施について協力することをいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、当該行事の実施についてその一部を分担することをいう。

(後援等の名義)

第3条 教育委員会が行事の後援等を行う場合の名義は、熊本県教育委員会とする。

(後援等の承認基準)

第4条 教育委員会が行事の後援等の承認を行う場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 行事の主催団体が、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 国又は地方公共団体若しくはその地方機関又はこれらに準ずるもの（熊本県公の施設の指定管理者を含む）。
 - イ 学校教育、社会教育又は社会体育に関する団体若しくは文化団体で、その活動状況が教育委員会の方針に反しないと認められるもの。
 - ウ 新聞社・放送局等報道機関等で公共的性格を有し、かつ、その活動状況が教育委員会の方針に反しないと認められるもの。
 - エ その他教育委員会が特に認めるもの。
- (2) 行事の内容が、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 明らかに教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するもので、公益性のあるものであること。
 - イ 特定の政治的又は宗教的目的のために行われるものでないこと。
 - ウ 教育委員会の方針に反しないものであること。
 - エ 営利、宣伝、売名等を目的とするものでないこと。
 - オ 行事の規模が県下全域又はこれに準ずる程度の区域にわたるものであること。
 - カ 国民、県民の間で議論が分かれているものでないこと。
- (3) その他次の要件を満たすものであること。
 - ア 主催者の事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。
 - イ 講習会等にあつては、その講師が事業の目的からみて真に適当な人物であること。
 - ウ 開催、開設等の場所が公衆衛生、災害防止等について、十分な設備及び措置が講じられていること。
 - エ 入場料・参加料等を主催者が徴収する場合は、原則として会場整理費又は会場使用料等相当額に限ること。
 - オ 過去に教育委員会が行事の後援等を承認したもので、当該承認条件の不履行がなかったこと。
 - カ 児童生徒等が関係する行事については、十分な教育的配慮がなされていること。

(決裁)

第5条 後援等の承認の決定又は承認しないことの決定については、熊本県教育庁処務規程（以下「処務規程」という。）第8条により、決裁を受けるものとする。

2 前項の規定は、第9条の規定により後援等の承認を取り消す場合について準用する。

3 後援等の承認申請において、当該行事に関し教育委員会の名称を使用した表彰状等の授与についての申請を伴う場合には、当該表彰状等の授与については、熊本県教育委員会表彰規程（平成3年教育委員会訓令第8号）に基づき別途処務規程第8条により決裁を受けるものとする。

(後援等の承認申請)

第6条 行事の後援等の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を教育長に提出しなければならない。

- (1) 行事の名称
- (2) 趣旨及び内容
- (3) 主催者、共催者及び後援者等(予定者を含み、予定である旨を明記すること。)
- (4) 開催日時及び場所
- (5) 参加対象者
- (6) 料金徴収の有無と対象別の料金の額
- (7) その他参考となる事項

2 教育長は、必要があると認めるときは、前項の規定による申請をしようとする者に、次に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 事業の開催(実施)要領又は事業計画書
- (2) 事業の収支予算書
- (3) その他必要と認める書類

(決定)

第7条 教育長は、前条の規定による申請について、当該申請に係る行事後援等の承認を決定した場合には、条件を付し又は付さないで、別記第1号様式により、当該申請をした者に通知するものとする。

また、後援等を承認しない旨決定した場合も、別記第2号様式により、当該申請をした者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第8条 後援等の承認を受けた行事の内容が変更される場合は、第5条第1項及び同条第2項の規定を準用し、決裁を受けるものとする。ただし、変更内容が軽易なものであると認められるときは、行事の後援等を担当する課(以下「担当課」という。)への届出をもってこれに代えることができる。

(後援等の承認の取り消し)

第9条 教育長は、行事の後援等の承認を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、直ちにその是正を求め、それに従わなかった場合には、当該承認を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請を行ったとき。
- (2) 行事の内容等が第4条に規定する基準等を逸脱するものとなったとき。
- (3) 承認の条件に違反したとき。

(雑則)

第10条 担当課が複数に渡る場合は、担当課間の協議により、担当課を決定する。ただし、協議により担当課を決定することができない場合は、教育政策課が担当課を決定する。

2 担当課が不明の場合は、処務規程第6条により、教育政策課が担当課を決定する。

3 後援等の申請に係る文書で、各課に属しないものは、教育政策課で処理する。

附 則

1 この要綱は、平成2年7月1日から施行する。

2 昭和55年7月21日制定の諸団体等の後援依頼に関する文書処理要領は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月30日から施行する。

(別記第1号様式)

教 第 号
年 月 日

様

熊本県教育長 氏 名

(行事名)の後援(共催)について(通知)

年 月 日付けで申請のありました「熊本県教育委員会」の後援(共催)名義の使用については、承認します。

なお、行事等の終了後は実績報告書の提出をお願いします。

おって、事業の内容を変更しようとするときは、事前に協議してください。

(特に条件を付する必要がある場合は、「また、実施に当たっては、次のことに十分御注意ください。」と記載し、条件を箇条書きにすること。)

(別記第2号様式)

教 第 号
年 月 日

様

熊本県教育長 氏 名

(行事名)の後援(共催)について(通知)

年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、
後援(共催)を辞退させていただきます。